理事の職務担当に関する規定

1966年9月 5日 理事会制定 1982年12月21日,1991年6月 4日,1993年5月1日, 2001年2月13日,2002年4月9日,2006年2月7日, 2007年3月22日,2009年3月24日,2011年10月5日, 2013年3月26日,2015年1月13日,2016年3月29日, 2018年4月20日,2019年4月19日,2020年3月24日

(目 的)

第1条 この規定は、本会理事の職務担当に関する事項を定める。

(会長の職務)

第2条 会長(代表理事)の職務は、次のとおりとする。

- 1. 本会を代表する。 2. 会務を統轄する。
- 3. 総会,代表会員会,理事会を招集する。
- 4. 総会,代表会員会,理事会の議長となる。

(筆頭副会長・副会長の職務)

- 第3条 筆頭副会長(代表理事)・副会長の職務は、次のとおりとする。
 - 1. 会長を補佐する。
 - 2. 会長事故あるときは筆頭副会長が代表理事として会長の職務に当たり、筆頭副会長が職務を代行出来ないときは、あらかじめ会長が指名した順序の副会長が職務を代行する(ただし、代表理事の権限は踰越できない)。
 - 3. 本会の事業を統轄し、支部協議会、部門協議会、部会並びに臨時委員会等を担当する。 各副会長の担当する支部協議会、部門協議会、部会並びに臨時委員会等は理事会で定め る。

(筆頭副会長・副会長の主管事項)

第4条 筆頭副会長・副会長は次の主管事項を統轄するとともに、その中長期的な検討を行う。

- 1. 本会の財政に関する事項
- 2. 調査研究事業に関する事項
- 3. 集会事業に関する事項
- 4. センターに関する事項
- 5. 出版事業に関する事項
- 6. 表彰事業に関する事項
- 7. 国際交流事業に関する事項
- 8. 会員サービスに関する事項
- 9. 広報・情報に関する事項
- 10. 支部協議会, 部門協議会, 部会, 委員 会, 分科会等の組織運営に関する事項
- 11. 会長の指示する特別な事項
- 12. 職員に関する事項
- 13. その他本会運営に係る重要事項

(庶務理事の主管事項)

第5条 庶務理事の主管事項は、次のとおりとする。

- 1. 総会に関する事項
- 2. 役員,役員会に関する事項
- 3. 会員に関する事項
- 4. 名誉員、フェローに関する事項
- 5. 表彰, 謝礼に関する事項
- 6. 印鑑保管に関する事項
- 7. 登記に関する事項
- 8. 官公庁に届出, 許認可に関する事項
- 9. 契約に関する事項
- 10. 対外関係に関する事項
- 11. 諸規則文書に関する事項
- 12. 支部に関する事項
- 13. 出版物の保管整備,配付方法に関する事項
- 14. 事務局に関する事項
- 15. 職員に関する事項
- 16. その他副会長, 財務理事, 編修理事, 企画理事, 広報情報理事の主管に属さない一切の事項

(財務理事の主管事項)

第6条 財務理事の主管事項は、次のとおりとする。

- 1. 財産の保管並びに財政に関する事項
- 2. 予算並びに予算更正に関する事項
- 3. 決算に関する事項
- 4. 会費徴収に関する事項

- 5. 収入に関する事項
- 6. 支出に関する事項
- 7. 税務に関する事項
- 8. 出納保管に関する事項
- 9. その他経理に関する事項

(編修理事の主管事項)

- 第7条 編修理事の主管事項は、次のとおりとする。
 - 1. 学術誌の編修出版に関する事項
 - 2. 出版センターに関する事項

3. その他編修出版に関する事項

(企画理事の主管事項)

- 第8条 企画理事の主管事項は、次のとおりとする。
 - 1. 集会事業・調査研究事業に関する事項
 - 2. 部門の新設改廃に関する事項
 - 3. 国際交流活動に関する事項
 - 4. 本部事業(人材育成・活躍支援、技術ロードマップ、各事業委員会、事業アドバイザリー委員会など)に関する事項
 - 5. その他企画に関する事項

(広報情報理事の主管事項)

- 第9条 広報情報理事の主管事項は、次のとおりとする。
 - 1. 関連組織の情報発信と企画立案に関する事項
 - 2. 社会との情報交流、本会の情報発信するための事項
 - 3. 知的資源構築の利用に関する事項
 - 4. 日本機械学会誌の編修出版に関する事項
 - 5. その他広報に関する事項

(常勤理事の主管事項)

第10条 常勤理事は会長の命を受け会長及び筆頭副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさど るとともに理事会から委任された事項の会務を処理する。

(共管事項)

第11条 理事は主管事項のうち、他理事の担当事項に関連ある事項を処理するに当たっては、当該理事と合議の上決定しなければならない。

(理事の部会長就任、部会の補佐理事)

- 第12条 理事(筆頭副会長・副会長含む)は、下記組織を所管し、所管毎に部会長に就任することを原則とする。但し、理事会直轄委員会(技術倫理、国際連携、部門評価、機械遺産監修、若手の会、防災・減災委員会)等の組織長は、会長が指名する。
 - 1. 庶務理事:支部協議会,会員部会,表彰部会,技術倫理委員会、若手の会、防災・減災委員会
 - 2. 編修理事:学術誌編修部会、出版センター
 - 3. 企画理事: 部門協議会、国際連携委員会、部門評価委員会、分野連携委員会、人材育成・ 活躍支援、技術ロードマップ、各事業委員会、事業アドバイザリー委員会
 - 4. 広報情報理事: 広報・情報部会、機械遺産監修委員会、機械遺産委員会、機械の日実行 委員会
 - 5. 筆頭副会長:経営企画委員会

各部会等を補佐する理事は、理事会で定める。

(部会長等を担当する副会長または理事の任務)

第13条 各部会長等を担当する副会長又は理事は、部会等に対し理事会の方針を連絡すると ともに、部会等の審議事項を必要に応じ理事会に報告しなければならない。

(理事の権限委譲)

第14条 理事は主管事項の遂行にあたって、必要があればその権限範囲を限定して、これを 事務局長に委譲することができる。

(事務局長の報告義務)

第15条 事務局長は、前条により委譲された事項を処理したときは、その結果を当該理事に 報告し承認を受けなければならない。

付 則

1. この規定の改廃・変更は、理事会の承認を経なければならない。